

第2 少子化の流れを変えるための更なる次世代育成支援対策の展開

少子化の流れを変えるため、平成17年4月からスタートした地方公共団体・企業の次世代育成支援行動計画を着実に実行し、全国どの地域でも国民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要がある。

このため、待機児童の解消を目指した次世代育成支援対策施設整備交付金の大幅な充実をはじめ、「子ども・子育て応援プラン」の実現に向けて、以下の事項を強力に推進する。

- (1) すべての子どもとすべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実
- (2) 男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備
- (3) すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保

なお、「子ども・子育て応援プラン」において検討課題とされている経済的支援等については、さらにそのあり方等を幅広く検討する。

1 すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

649億円（578億円）

(1) 地域における子育て支援体制の強化 450億円

○ 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 393億円

各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により展開している様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向け、地域のニーズを踏まえて充実できるよう、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の充実を図る。

(対象となる主な事業)

- ・つどいの広場事業
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育促進事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業

(2) 放課後児童クラブの拡充 112億円

放課後児童クラブの一層の拡充を図るとともに、障害児の受入れを推進する。

(3) 児童ふれあい交流事業の推進 **3. 1億円**

全市町村で中・高校生が乳幼児とふれあう機会が確保されることを目指し、児童ふれあい交流事業の推進を図る。

2 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

3, 351億円 (3, 064億円)

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 **383億円**

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を増やすとともに、各市町村の整備計画による保育所の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の充実を図る。

次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）

平成17年度予算	平成18年度要求
167億円	→ 268億円 (60.5%増)

(2) 多様な保育サービスの提供 **2, 968億円**

○ **延長保育の充実**

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。（次世代育成支援対策交付金）

○ **一時保育、特定保育等の充実** **40億円**

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う「一時保育」、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う「特定保育」及び「休日保育」等を推進するなど多様な保育ニーズに対応する。

○ **家庭的保育の拡充** **4. 1億円**

保育ママの積極的な活用を図るため、保育所が自ら実施する保育ママ（保育所実施型）を創設し、低年齢児の受入拡大を図る。また、看護師等の資格を有する保育ママが軽度の発熱等のある子どもを預かる「病後児・病児保育モデル事業」を新たに実施する。

(3) 総合施設（仮称）の本格実施

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（仮称）」について、17年度実施のモデル事業を踏まえ、18年度から本格実施する。

3 仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現

137億円(54億円)

(1) 子育て世代の仕事と家庭の両立支援 109億円

○ 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援の充実 56億円

中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者等が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。また、育児・介護休業中の従業員の職業能力開発の取組等を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ 子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実 53億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、マザーズハローワーク（仮称）を新設し、子供連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。

起業についても総合的情報提供を行う専用サイトやメンター（先輩の助言者）紹介サービス事業を実施するとともに、子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。

(2) 仕事と生活のバランスのとれた働き方の推進 22億円

○ 労働時間等設定改善に向けた取組の推進(新規) 16億円

労働時間等の設定改善の進め方について助言・指導を行う「労働時間等設定改善アドバイザー」を設置し、中小企業事業主を計画的に指導する等労働時間等の設定改善に向けた取組を推進する。

○ 仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成（新規） 4.7億円

「仕事と生活の調和推進会議」の開催等により、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう社会的機運の醸成に取り組む。

○ 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進（新規） 89百万円

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度等の普及を図る。

(3) パートタイム労働対策の充実 6.4億円

○ 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実 5.6億円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。

- 時間比例賃金の導入に向けたモデル事業の実施（新規） 78百万円
業種別団体において労働時間に比例した賃金制度の導入のためのモデル事業を実施し、普及を図る。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

160億円（127億円）

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 139億円

- 育児支援家庭訪問事業の強化

妊娠期からの継続的な支援を行うため、分娩に関わった助産師等による訪問支援を推進するとともに、子育て中の親が集まりやすい場所においても心理的カウンセリングを実施できるよう派遣対象場所を拡大する。（次世代育成支援対策交付金）

- 児童相談所等の体制強化

児童虐待防止対策支援事業に、親支援を強化するための家族療法事業を加えるとともに、一時保護所における心理療法担当職員の配置の充実など、児童相談所及び一時保護所の機能強化等を図る。

- 児童福祉施設における支援体制の強化

児童養護施設等の小規模グループケアを推進するとともに、心理療法担当職員の配置の充実、家族療法事業の対象施設の拡大を図る。

- 里親委託推進事業（仮称）等の創設（新規）

児童相談所に「里親委託推進員」を配置し、乳児院等の児童福祉施設と里親との間の連携を図り、施設から里親への委託を総合的に推進する。

また、ひきこもり等の子どもを持つ保護者の交流のための事業を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

21億円

婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護、自立支援等の一層の推進を図る。また、婦人保護施設、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護の処遇の充実を図る。

5 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実

276億円（243億円）

(1) 小児科・産科医療の確保に向けた取組の推進 148億円

○ 小児救急医療体制の整備（再掲） 44億円

小児の急病時の対応等について保護者への啓発を行うとともに、初期から三次までの小児救急医療体制の整備を図る。

○ 医師再就業支援事業の実施（新規）（再掲） 1.4億円

女性医師のライフステージに応じた就労を支援するため女性医師バンク（仮称）を設立するほか、離職医師の再就業を支援するための講習会などを実施する。

○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施（新規）

小児科医・産科医の不足に対応するため、医師の確保、女性医師の就労支援策など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。（母子保健医療対策等総合支援事業）

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進 128億円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付などの福祉サービスを実施する。

(3) 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算2年」としている現行助成制度の「通算2年」を「通算5年」に拡大する。（母子保健医療対策等総合支援事業）

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3,606億円（3,329億円）

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

46億円

○ 母子自立支援プログラム策定事業の全国展開

モデル事業として実施している母子自立支援プログラム策定事業を全国展開する。（母子家庭等対策総合支援事業）

○ 常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和

母子家庭の母の常用雇用化を促進するため、常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和を図り、母子家庭の母の自立を支援する。（母子家庭等対策総合支援事業）

(2) 自立を促進するための経済的支援 3, 559億円

○ 母子寡婦福祉貸付金の充実 51億円

医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進する。

○ 児童扶養手当 3, 508億円

※ 児童扶養手当給付費負担金の改革については、平成16年11月26日の政府・与党の合意において「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」こととされている。

7 児童手当国庫負担金	3, 177億円 (3, 175億円)
-------------	---------------------

第3 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現

経済環境が著しく変化する中で発生している重大な災害を防止するとともに、職場における化学物質管理を促進すること等により労働者の健康障害予防を図る。

特に、アスベストによる健康障害に関する対策を充実強化するため、建物の解体現場への監督指導等による石綿飛散防止対策を徹底し、石綿製品の早期代替化に向けた施策を推進するほか、石綿作業離職者の健康管理の充実等を図る。

また、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働対策の充実などにより、公正かつ多様な働き方を実現する。

1 アスベスト対策の適切な実施

16億円(4.9億円)

※ アスベスト問題へ早急に対応するため、17年度において、建築物の解体時等の飛散予防の徹底、製造・新規使用等の早期の全面禁止に向けた取組、健康相談窓口の開設等の取組について重点的に実施するほか、病院等におけるアスベストの使用状況等について、早急に調査を行っているところである。

18年度については、下記の施策のほか、現在行っている調査の結果等を踏まえ、予算編成過程において、必要な予算措置の検討を行う。

○ 建築物の解体時等の飛散防止の徹底

7.5億円

発注者、建築物解体事業者を対象に、石綿ばく露防止マニュアル等に基づく説明会を開催するほか、事業主団体によるパトロールの実施等により、石綿飛散防止対策を徹底する。また、解体工事現場等に対する監督指導を実施する。

○ 製造・新規使用等の早期の全面禁止

28百万円

石綿含有製品の製造等の全面禁止に向けて、石綿含有製品の代替化についての専門家検討会を開催し、その結果を踏まえ、早期代替化に向けた対策を推進する。

○ 過去に石綿作業に従事した労働者の健康管理の充実強化等

3.3億円

健康診断の受診を広く呼びかけるとともに、健康管理手帳の交付要件の見直しを含め、石綿作業離職者の健康管理の充実を図る。

また、石綿による疾病に関する労災補償制度の周知徹底を図るとともに、医療機関等に対し、診断技術研修を実施する。

2 安全に安心して働ける労働環境の整備

69億円(66億円)

- (1) 職場における安全衛生対策の推進 49億円
- 事業者による自主的な安全衛生活動の促進 2.2億円
事業場における危険性、有害性等の調査結果を踏まえて作成した安全衛生計画の実施、評価、改善を行う自主的な取組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及を推進し、安全衛生水準のより一層の向上を図る。
 - 職場における化学物質管理の促進 20億円
化学物質管理に係る人材養成研修、GHS対応のモデル表示・文書例の作成等を行い、事業者が行う化学物質管理を支援するとともに未規制化学物質について、有害性等のリスク評価を行う。
 - 過重労働による健康障害防止対策の推進 27億円
事業主が留意すべき事項をまとめた手引きの普及・啓発を行うとともに、地域産業保健センターにおける面接指導の窓口の充実等を図る。
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の拡充 4.9億円
- 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援 2.6億円
事業場の要請に応じてメンタルヘルスに関する専門家を派遣し、指導助言を行うとともに、管理監督者等に対する研修等を実施する。
 - メンタルヘルス相談実施体制の整備 2.3億円
地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力し、労働者及びその家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。
また、産業医等を対象にメンタルヘルスに関する知識、対応方法等について研修を実施する。
- (3) 労災かくし対策の推進 28百万円
労災かくしの排除に向けて、建設業関係者による協議会を開催するとともに、周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。
- (4) 総合的な個別労働紛争対策の推進 15億円
増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

3 公正かつ多様な働き方の推進

20億円(14億円)

(1) 男女雇用機会均等の更なる推進

3.1億円

男女雇用機会均等確保のため、積極的な行政指導を展開するとともに、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題等、労働政策審議会雇用均等分科会の検討結果を踏まえ、均等施策の充実を図る。

(2) 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進(再掲)

89百万円

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度等の普及を図る。

(3) パートタイム労働対策の充実(再掲)

6.4億円

○ 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実

5.6億円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。

○ 時間比例賃金の導入に向けたモデル事業の実施

78百万円

業種別団体において労働時間に比例した賃金制度の導入のためのモデル事業を実施し、普及を図る。

第4 各世代に必要とされる職業能力の開発・向上の 促進 ～2007年問題への対応～

人口減少社会の到来により、経済社会を支える者が減少する一方で、若者をはじめとする人材育成が進まず今後の我が国の産業を支える人材の質が低下し、生産性の向上が困難となることが懸念されている。加えて、2007年から「団塊の世代」が引退過程を迎えることによる技能継承の問題なども重要な課題となっている。このため、若年、壮年、高齢といった各世代に必要とされる職業能力の開発・向上を促進するとともに、「団塊の世代」の高齢化に伴う技能継承問題に対する支援を実施する。

1 成長過程にある若者の職業人としての自立の推進

153億円（136億円）

(1) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の推進 103億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練（日本版デュアルシステム）を導入する企業に対する助成措置の拡充等導入環境の整備を行い、同システムの社会的定着を図る。

(2) ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築 11億円

各地域に「地域若者サポートステーション（仮称）」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークを構築し、その中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニート等の自立を支援する。

(3) 若者自立塾の拡充 17億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」を拡充する。

20箇所 → 40箇所

(4) 学卒、若者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備 5.8億円

学卒、若者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業（YES^{イエス}プログラム）の普及促進を図るとともに、3級技能検定職種^イの拡大を図る。

(5) 民間におけるeラーニングの活用の促進 **1. 6億円**

インターネット等を利用し、いつでもどこでも能力開発ができる仕組み（eラーニング）の活用を促進するため、eラーニングに関する情報提供体制の整備等を図る。

2 社会の中核である壮年者層の能力開発の推進

122億円（120億円）

(1) 個人のニーズを踏まえた能力開発に取り組む企業への支援の拡充

82億円

労働者に対して時間的、金銭的配慮を行う等労働者個人のニーズを踏まえた能力開発に取り組む企業に対する助成措置を拡充する。

(2) 事業主の人材育成能力の強化

17百万円

企業の教育訓練担当者を育成する訓練カリキュラムの開発・普及を図る。

(3) キャリア・コンサルティングの推進

40億円

民間機関、職業能力開発大学校等におけるキャリア・コンサルタントの養成を推進し質の向上を図るとともに、企業内におけるキャリア・コンサルティング導入のための講習等を行うなど、キャリア形成支援を推進する。

3 職業生活の転換期にある高齢者のキャリア形成の支援

12億円（12億円）

(1) 地域における創業を支援する能力開発の推進

5.3億円

地域における創業や新分野展開に係る相談援助、能力開発を実施する体制を整備する。

(2) 起業等を支援するための多様な職業訓練機会の確保

7.1億円

高齢者の起業等を支援するため、そのニーズに応じた委託訓練を推進する。

4 キャリア形成支援のための能力開発基盤の整備

209億円（219億円）

(1) 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備

2.3億円

労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。

(2) 民間教育訓練機関の積極的な活用等効果的な職業能力開発の推進

205億円

専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を推進し、人材ニーズに的確に応えた効果的な職業能力開発を促進する。

(3) 能力開発に積極的な企業を推称する制度の創設（新規） 45百万円

能力開発に積極的に取り組む企業についてその内容、成果等を評価・公表し、企業による職業能力開発の取組の促進に視する制度を創設する。

5 団塊の世代の高齢化に伴う技能継承等の支援

11億円（6.7億円）

(1) 2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の創設

4.5億円

技能継承に係る相談窓口の設置、中小企業団体等による技能継承支援の推進、技能継承を行う企業に対する助成制度の創設等により2007年からの団塊世代の引退に伴う問題に取り組む企業を支援する。

(2) ものづくり立国の推進

5.3億円

工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。

(3) ITを活用した新しい安全衛生管理手法の開発（新規） 1.1億円

2007年問題をはじめとする労働の現場を取り巻く状況変化に伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。

第5 フリーター、ニート等若者の人間力の強化の推進

若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築、若者の就業をめぐる悩みに対する専門的な相談体制の整備など、働く意欲や能力を高めるための総合的な取組により若者の職業的自立を促進する。また、学生から職業人への円滑な移行の実現を図るため、募集採用方法等の見直しなどを推進する。

1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進

254億円（224億円）

(1) ジョブ・カフェ等によるきめ細かな就職支援 27億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）において、フリーター向けのセミナーを充実するなど、若者の状況に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

(2) フリーター常用就職支援事業の強化 6.4億円

フリーターの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当制による一貫した就職支援措置を拡充実施する。

(3) 若年者試行雇用事業の拡充 110億円

若年者試行雇用事業について対象者数を拡充するとともに、新たに長期若年無業者等を対象に、働く自信と意欲を高めつつ、段階的に常用雇用への移行を促進するため、短時間勤務による試行雇用事業を実施する。

対象者数 60,000人 → 73,000人

(4) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の推進（再掲） 103億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練（日本版デュアルシステム）を導入する企業に対する助成措置の拡充等導入環境の整備を行い、同システムの社会的定着を図る。

(5) フリーターの正社員登用の促進（新規） **60百万円**

フリーター正社員登用マニュアルの開発・普及、経済団体の協力によるモデル事業の推進等により、フリーター正社員登用に取り組む企業の拡大を図る。

(6) 若者に対する農業就業の支援 **1.6億円**

フリーター等の若者に対し農作業を体験できる機会等を提供し、働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

2 若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取組

113億円（88億円）

(1) ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築（再掲）

11億円

各地域に「地域若者サポートステーション（仮称）」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークを構築し、その中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニート等の自立を支援する。

(2) 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備（新規）

4.9億円

全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材によるカウンセリングサービスを提供する体制を整備し、若者の就業をめぐる悩みを的確に対応する。

(3) 若者自立塾の拡充（再掲）

17億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」を拡充する。

20箇所 → 40箇所

**(4) 無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）
の充実**

1.5億円

ボランティア活動など無償の労働体験の活動実績を記録し、企業の採用選考に反映されるよう、「ジョブパスポート」の普及、内容の充実を図る。

(5) 若者の人間力を高めるための国民運動の充実 **2. 7億円**

若者の雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む国民運動の充実を図る。

3 学生から職業人への円滑な移行の実現	7. 6億円(8億円)
----------------------------	--------------------

(1) 若者の募集採用方法等の見直しの推進（新規） **80百万円**

若者の就職機会の拡大、公平性の確保等を促す観点から、若者募集採用マニュアルの開発・普及、経済団体の協力によるモデル事業の推進等、若者の募集採用方法等の見直しの取組を推進する。

(2) 若者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進 **1. 1億円**

若者向けのキャリア・コンサルタントを職業能力開発大学校等で養成するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施する。

(3) 学卒、若者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備（再掲）

5. 8億円

学卒、若者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業（YES-^{イ・エス}プログラム）の普及促進を図るとともに、3級技能検定職種^{イ・エス}の拡大を図る。

第6 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進

依然として大きい雇用のミスマッチや地域差がみられる雇用失業情勢等に対応するため、地域における創業支援を充実するなど雇用情勢が厳しい地域に重点化した雇用対策を実施するとともに、成長分野への労働移動の推進や、労働者が職場定着しやすい魅力ある職場づくりを推進する。

また、ハローワークにおいて、個々の求職者の状況に応じた個別総合的なサービスの提供や求人充足に向けたコンサルティングなど求人者サービスの充実を図るとともに、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援を実施する。

1 雇用情勢が厳しい地域に重点化した雇用対策の実施

262億円（362億円）

(1) 中小事業主団体等による地域での雇用開発の推進（新規） 40億円

地域における雇用の改善、2007年問題の対応等のため、中小事業主団体等による地域の実情を踏まえた高年齢者の活用、後継者の確保等を図る取組を支援する。

(2) 地域の主体的な取組に対する支援の推進 3.5億円

地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

(3) 雇用情勢が厳しい地域における創業支援の充実 44億円

○ 大都市圏から移動した者の創業支援の創設（新規） 3.7億円

雇用情勢が厳しい地域において、大都市圏の企業で習得された知識・ノウハウを活用した地域雇用開発を推進するため、大都市圏から当該地域に移動した者の創業を支援する助成措置を創設する。

2 成長分野等における労働力の確保の推進

152億円（154億円）

(1) 成長分野への円滑な労働移動の推進 51億円

労働移動支援助成金について、今後の成長産業や発展分野への労働移動が実現した場合の支援を拡充するなど円滑な労働移動を推進する。

(2) 労働者の定着を図るための雇用管理改善の推進 **37億円**

中小企業におけるメンタルヘルス対策の取組への支援を充実するとともに、介護分野における標準的な雇用管理モデル策定の検討や労働者の健康確保など雇用管理改善に関する相談援助の充実等を図る。

3 ハローワークのサービスの見直し・強化

283億円（367億円）

(1) 個々の求職者の状況に応じた個別総合的なサービスの提供 **62億円**

再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）に基づく個別相談援助、早期再就職の緊要度が高い求職者に対する専任の支援員による一貫した就職支援、長期失業を予防するための担当制による個別支援など、求職者の個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。

(2) 求人充足に向けたコンサルティングなど求人者サービスの充実

7.1億円

未充足求人に対するフォローアップを確実に実施するとともに、労働市場の動向や求職者のニーズを踏まえた、就職に結びつきやすい求人条件を提案するなど求人充足の緊要度の高い求人事業主に対するコンサルティングを実施する。

(3) 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援の拡充

24億円

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の自立支援プログラムの一環として、ハローワークと福祉事務所とが連携して行う就労支援について、生活保護受給者の就労支援対象者数を拡充するとともに、児童扶養手当受給者に対する支援の充実を図る。

(4) ハローワーク情報プラザ、パートバンク等の再編

ハローワーク情報プラザ、パートバンク等について、総合的な職業紹介サービスを提供する施設として再編し、各施設が提供しているサービスを集約するなど利用者の利便性の向上を図る。